

令和7年度六戸町老朽危険空き家除却事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、町民の安全・安心で良好な生活環境を確保するため、老朽化した危険な空き家を除却する者に対し、令和7年度予算の範囲内において、六戸町老朽危険空き家除却事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、六戸町補助金等の交付に関する規則（昭和52年六戸町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存する一戸建ての住宅又は床面積の過半が住宅として使用されていた併用住宅（長屋及び共同住宅を除く。）で、概ね年間を通して使用実績がない等長期間にわたって居住その他の使用がなされていない状態にあるものをいう。ただし、附属する門及び塀を除くものとする。
- (2) 標準除却費 国土交通大臣が当該年度に定める住宅局所管事業に係る標準建設費等の不良住宅等除却費をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、老朽化し、周囲に影響を及ぼすおそれのある空き家の除却を行う工事をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 補助金の交付決定前に、工事請負契約を締結し、又は工事に着手したもの
- (2) 他の制度等による補助金等の交付を受けて行うもの
- (3) 空き家の一部を除却するもの
- (4) 現に居住している住宅と同一敷地内にある空き家を除却するもの
- (5) 事業の完了予定が令和8年2月13日以後のもの
- (6) その他補助事業として適当でないと町長が認めるもの

(補助対象物件)

第4条 補助事業の対象となる空き家（以下「補助対象物件」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 別表第1から第3の評定区分ごとに合計した評点（その合計した評点が当該評定区分ごとの最高評点を超えるときは、その最高評点）を合算した評点が100点以上であるもの
- (2) そのまま放置すれば周囲に影響を及ぼすおそれのあるもの

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、営利を目的とする法人を除く。

- (1) 補助対象物件の所有者
 - (2) 補助対象物件の所有者が死亡していた場合は、その相続人
 - (3) 前2号に規定する者から補助対象物件の除却についての同意を得た者
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者となることができない。
- (1) 令和6年度から補助金交付申請時までにおいて納付すべき個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税（以下「個人住民税等」という。）について滞納している場合
 - (2) 所有者が複数ある補助対象物件の除却について、全ての所有者の同意を得ていない場合
 - (3) 相続人が複数ある補助対象物件の除却について、全ての相続人の同意を得ていない場合
 - (4) 所有権以外の権利が設定されている補助対象物件の除却について、全ての権利者の同意を得ていない場合
 - (5) 本人又は同一の世帯に属する者が、過去に六戸町老朽危険空き家除却事業費補助金の交付を受けた実績を有する場合
 - (6) 本人又は同一の世帯に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）である場合又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合
- 3 補助対象者が相続人である場合は、補助事業完了後、すみやかに当該宅地の所有権移転登記をしなければならない。

（補助事業に係る工事施工業者）

第6条 補助事業に係る工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業、若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた者により施工されるものでなければならない。

- 2 この場合において、当該者は、第三者に対し工事の全部の施工を委託、又は請け負わせてはならない。

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象物件の除却工事費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、補助対象経費若しくは標準除却費に10分の8を乗じて得た額に3分の2を乗じて得た額又は800,000円のいずれか少ない額以内とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（事前協議）

第9条 補助金の交付申請をしようとする者は、除却しようとする空き家が補助対象物件に該当するか否かについて、事前に町と協議を行わなければならない。

(交付申請)

第10条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和7年度六戸町老朽危険空き家除却事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事見積書の写し（内訳明細の記載があるものに限る。）
- (2) 位置図及び写真
- (3) 補助対象物件の登記事項証明書又は床面積がわかる書類
- (4) 補助対象物件の所有者若しくは相続人であることを証する書類
- (5) 申請者の本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード等の写しで住所及び氏名がわかるもの。法人その他の団体からの申請の場合を除く。）
- (6) 登記事項証明書、認可地縁団体証明書等の写しで、所在地、名称及び代表者名がわかるもの（個人からの申請の場合を除く。）
- (7) 申請者の個人住民税等の納税証明書
- (8) 所有者が複数の場合は、他の所有者の同意書（様式第2号）
- (9) 相続人が複数の場合は、他の相続人の同意書（様式第2号）
- (10) 所有者又は相続人以外の者による申請の場合は、所有者又は相続人の同意書（様式第2号）
- (11) 補助対象物件に所有権以外の権利の設定がある場合においては、当該権利者の同意書（様式第2号）
- (12) 第8号から第11号までに規定する同意書を添付する場合は、当該同意をした者の印鑑証明書

3 第1項の申請書は、令和7年12月26日までに提出しなければならない。

4 交付申請は、令和7年度の予算の範囲内において先着順で受け付けるものとする。

5 町長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

(交付の条件)

第11条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助対象経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和7年度六戸町老朽危険空き家除却事業費補助金事業変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けること。ただし、補助金交付申請額を増額することはできない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和7年度六戸町老朽危険空き家除却事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けると。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る法令等を遵守すること。

(交付決定)

第12条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和7年度六戸町老朽危険空き家除却事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）とし、補助金を交付しないことに決定した場合は、令和7年度六戸町老朽空き家除却事業費補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第13条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として町長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日とする。

(状況報告)

第14条 補助対象者は、町長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、すみやかに令和7年度六戸町老朽危険空き家除却事業費補助金事業遂行状況報告書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 規則第11条の補助事業等実績報告書は、令和7年度六戸町老朽危険空き家除却事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第8号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事状況写真（施工前、施工中及び施工後の状況が確認できるもの）

3 町長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、令和8年2月12日とする。

5 町長は、第1項の報告書について、必要があると認めるときは、施工業者等に対し報告書の内容について確認し、又は現地調査等を行うことができる。

(補助金の額の確定通知)

第16条 規則第12条の補助金等交付金額確定通知書は、令和7年度六戸町老朽危険空き家除却事業費補助金交付額確定通知書（様式第9号）とする。

(補助金の請求等)

第17条 補助金の請求は、令和7年度六戸町老朽危険空き家除却事業費補助金請求書（様式第10号）を町長に提出して行うものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。